

北アルプス森林組合(旧大北森林組合)の補助金返還債務の履行期限延長処分を行いました

北アルプス森林組合(旧大北森林組合、以下「組合」という。)から補助金返還債務について履行期限の延長申請があり、組合の再生に向けた取組を支援するため、履行期限を5年間延長しました。

1 履行期限の延長処分について

(1) 処分を行った日 令和8年7月29日

(2) 延長処分後の履行期限 令和13年7月31日

(延長処分前の履行期限 令和8年7月31日)

(3) 延長処分を行った債務 組合の県に対する補助金返還債務 867,462,600円及び付帯債務

2 補助金返還等について

県としては、今後、組合がこれらの計画に基づき、持続的な経営改善による経営安定化と計画的な補助金返還を着実に進められるよう、指導及び支援を行ってまいります。

(延長処分に関する問合せ先)

担 当 北アルプス地域振興局
林務課林務係 坪井、田淵
電 話 (直通)0261-23-6519
(代表)0261-22-5111 (内線)2212
F A X 0261-23-6565
電子メール kitachirimmu@pref.nagano.lg.jp

(補助金返還全般の問合せ先)

担 当 森林づくり推進課 井出、伊藤
電 話 (直通)026-235-7272
(代表)026-232-0111 (内線)3282
F A X 026-234-0330
電子メール shinrin@pref.nagano.lg.jp